

自死遺族のための

無料 法律相談

家族などを自死(自殺)で亡くされた場合、
遺された家族は、相続、借金、労災、各種補償問題など、
さまざまな法律問題を抱えることがあります。
自死遺族に対する支援として、
自死(自殺)に伴い生じる法律問題について、弁護士が相談に応じます。



対 象 家族などを自死(自殺)でなくされた方

※ 北九州市にお住まいの方、または北九州市に在勤・在学の方に限ります

日 時 毎月 第3火曜日 13:30～ (予約制)

※ 事前にお電話でのお申込みが必要です

※ 上記で都合の悪い場合も、まずはお電話でお問い合わせください。

会 場 北九州市立精神保健福祉センター

小倉北区馬借一丁目7番1号 総合保健福祉センター(アシスト21) 5階

相談料 無 料



お申し込み・お問い合わせ

北九州市立精神保健福祉センター

TEL 093-522-8729

FAX 093-522-8776

法律相談のほかに、
「自死遺族のためのわかち合いの会」
「自死遺族のための個別相談」
も実施しています。
お気軽にお問い合わせください。